平成 24 年 5 月 15 日

# 書面による追加コメント

提供委員および機関 <sup>(注1)</sup>	ページ
小野 有人 委員	1
家森 信善 委員	3
信託協会	6
みずほフィナンシャルグループ <sup>(注2)</sup>	7
全国信用金庫協会	8
全国地方銀行協会 <sup>(注3)</sup>	11
(株)名古屋銀行 <sup>(注4)</sup>	12
日本証券業協会	14

- (注1)掲載順は「メンバー名簿」による。
- (注2)3メガバンクの意見を集約したもの。
- (注3)協会運営会議行(正副会長行および監事行)7行の 意見を集約したもの。
- (注4)第二地方銀行協会会長行。

### 金融審議会「在り方」WG·報告書素案(第3章、第4章)へのコメント

小野

4/18 の前回 WG に欠席し、失礼いたしました。以下、報告書素案(第3章、第4章)へのコメントを提出いたします。なお、あくまで個人的な見解であり、取り扱いについては、事務局に一任申し上げます。

- 1. 3 章冒頭にて、官民「共働」型の金融行政を提唱していることには賛成するが、それが必要とされる背景について付言してはどうか。
- 1.1. 金融機能の活性化を目的とした規制や制度の見直しには、金融システムの安定性維持や利用者保護という他の政策目的とのトレードオフが生じうる。本報告書で官民「共働」型の金融行政を打ち出すのは、従来の政策が、金融システムの安定性維持や利用者保護に重きを置くあまり、金融機関の活動やインセンティブを損なう側面があった点を見直す意図があるためと理解している。
- 1.2. ただし、金融機能の活性化のために政府関与が必要とされるというロジックは、一般には分かりにくいのではないかと考える(なぜレッセ・フェールではいけないのかという素朴な疑問が生じうる)。
- 1.3. 私見では、官民の「共働」(民間金融機関と金融当局が対話を通じて共に解決策を探っていくこと)が求められる背景には、金融の技術革新等により金融取引が高度化・複雑化・多様化しているなか、実態把握のために両者のコミュニケーションを密にする必要があること、外国における規制や地域の面的な再生など、従来の金融機関や金融当局の「守備範囲」を超えた取り組みが、金融機能の活性化のために必要とされていること、等があると思量。
- 1.4. たとえば、第3章 p.1、第3パラにおいて、第2文「金融機能を活性化・・・政策アプローチが求められる。」と第3文「民間金融機関の・・・金融行政が基本となる」の間に、官民「共働」型の金融行政が必要とされる背景に言及した一文を追加してはどうか。
- 2. 3章 1.(1) にて、「為替レートの安定化」というマクロ経済に関する事柄ならびに健全なマクロ経済政策の重要性が指摘されて点について、内容の適否はともかく、「企業向け金融サービスの発展のために求められる政府の役割」を論じる本節にて言及することに違和感を覚えた。
- 2.1. 第2章 p.2 にて議論されている通り、「為替リスクの適正管理」に向けたヘッジ手段の提供や企業財務面の コンサルティングが民間金融機関の役割であることを踏まえれば、むしろ、本節にて議論すべきは、そうし た分野で政府や金融当局が民間金融機関の取組みをいかにサポートすべきかといったことではないか。
- 2.2. なお、円建ての金融取引の拡充や、アジア債券市場構想の推進については、賛成する。
- 3. 3章 1.(2) にて、「リスク・テイク能力のある担い手の裾野を広げていく」際の論点の1つとして、預金取扱金融機関への新規参入についても言及してはどうか。
- 3.1. 本 WG でも何度か議論になったが、金融機関のビジネスモデルは多様であることが望ましいと考える。金融に限ったことではないが、長い目でみて金融業の多様性を担保するのは、活発な新陳代謝である。

- 3.2. 3 章 1.(2) では、金融機関の統合・再編や広域再編に対して金融当局として何らかの支援を行う可能性 について言及している。しかし、金融機関の統合・再編によってビジネスモデルの転換が生じると、未充足 の金融ニーズが新たに生じる可能性がある。
- 3.3. 米国では銀行業についても新規参入が活発だが、金融再編に伴い生じた充足されなくなった金融ニーズの一部を、新規参入銀行が満たしたとの指摘もある。素案では、新たな担い手としてベンチャーファンド、PE ファンドなどに言及しているが、預金取扱金融機関自体の裾野を広げる(多様性を求める)視点も重要ではないか。

以 上

「我が国金融業の中長期的なあり方」報告書の第二次案(平成24年4月18日付け)に基づいて、以下の修正を提案します。

名古屋大学教授 家森信善

(1)第1章<第二次案>1ページ 下から2行目 「いずれも本来的に金融しかできないことである。」 「いずれも金融の本来的な機能である。」

\*リスク変換や情報生産機能が金融機関や金融市場の本来的な機能であることは間違いがないが、そうした機能は、金融機関に限らず、幅広い経済活動主体がそれぞれの活動において部分的に果たしている。「金融しか」と断定するのは、やや不正確ではないか。

(2)第2章<第二次案> 7ページ 12行目 「広く地方公共団体等の「官」も巻き込んだ」の部分

「広く地方公共団体等の「官」<u>や、「まちづくり会社」や NPO 等の新しい公共の担い手</u>を巻き込んだ」

\*こうした NPO 等への民間金融機関による投融資の不足が長らく課題になっていることから、「まちづくり会社」や地域貢献を目指した NPO 等の新しい公共の担い手について明記したらどうか。

(3)第2章<第二次案> 14ページ の部分の後 として、「地域における金融サービスの確保」を追加する。

\*委員会で発言したように、人口減少地域における最低限の金融サービスの提供をどのように考えていくのかという問題も、わが国の金融業のあり方としては重要な観点であると考える。たとえば、地域金融機関が(低収益な)過疎地から撤退したいと判断しても、その後の地域社会の問題を考えると決断できないかもしれない。

もちろん、これは、個人向け金融に限らず、中小企業向け金融においてもあてはまる課題であるし、金融機関にとってだけの課題ではなく、金融行政や地域政策の課題でもあるので、報告書の他の部分(たとえば、第三章や終章)で言及してもらってもよい。いずれにせよ、「中長期的なあり方」を考える本報告書において、何らかの言及は不可欠と考える。

上記のような追加を行った場合、「(4)課題克服に向けて」において、 として何らかの対応策について言及する必要性も生じる。たとえば、インターネットや電子マネーを使った金融サービスの提供は有力な方法であろうし、ゆうちょ銀行や農協漁協などの地方部に強い金融機関も含めた協力関係の構築や、コンビニエンスストアやガソリンスタンドなどの拠点を利用したサービスの提供など、コストやリスクを踏まえつつ、新しい方策を考えていく必要があると考えられる。

#### (4)ファイナンシャル・プランナーなどの専門家への評価

第二章 < 第二次案 > 16ページ

「中立的な立場での金融アドバイザーの育成も不可欠である。現時点でもファイナンシャル・プランナーの有資格者は数多いが、その大多数は特定の金融機関に雇用され、主として自社商品・サービスのメニューから助言を行うに留まっている。独立系の助言業務が一つの職業として成立し、より幅広いメニューに基づいて、金融商品・サービスに関する助言を個人に提供できるような環境の整備が求められる。」

「中立的な立場での金融アドバイザーの育成も不可欠である。現時点でもファイナンシャル・プランナーの有資格者は数多いが、その大多数は特定の金融機関に雇用され、主として自社商品・サービスのメニューから助言を行うに留まっている。独立系の助言業務が一つの職業として成立し、それぞれの相談者の事情に応じたライフプランへの助言も含めて、より幅広いメニューに基づいて、金融商品・サービスに関する助言を個人に提供できるような環境の整備が求められる。」

#### おわりに 第二段落

「また、多様な金融商品と担い手の中から、最適な組み合わせをアドバイスする、中立的な仲介業者も増えている一方、コモディティー化した定型的な金融商品を比較可能な形で 提供する販売チャネルも多く」

「また、多様な金融商品と担い手の中から、最適な組み合わせをアドバイスする、中立 的な仲介業者<u>や、より広いライフプランの観点からアドバイスできる金融の専門家</u>も増え ている一方、コモディティー化した定型的な金融商品を比較可能な形で提供する販売チャ ネルも多く」

\*FP等の専門家についての現状を上記のように整理しているが、その役割をもう少し積極的に評価する記述を追加してはどうか。また、専門家の金融アドバイスは、金融商品の選択に関するアドバイスも重要であるが、ライフプラン全体の中で適切に行われることが重

要である。上記のままでは、FPに期待するのは、金融資産の選択(それも、個別商品の選択)に関することのみのように誤解される。また、この点に関して、政府の役割として、従来から強調されてきているように、金融経済教育の推進に言及することが考えられる。このこと自体は金融業のあり方とはやや距離があるかもしれないが、民間金融機関の金融教育への積極的な協力については「あり方」として言及が許されると考える。

## 金融審議会「我が国金融業の中長期的な在り方WG」報告書[素案]について 一般社団法人 信託協会

4月18日に開催されました金融審議会「我が国金融業の中長期的な在り方に関するワーキング・グループ」(第13回)にて、意見募集のありました標記の件につきまして、以下のとおり意見提出いたしますので、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

### <第2章3.(4) 2段落目の「製販分離の進展」について>

信託銀行等においても信託代理店を活用することにより、信託商品の販売( 主として勧誘行為)をアウトソースすることは可能であり、一部の信託銀行等においてはグループの持つ販路を活用してマス向けの信託商品を販売する戦略を採られている状況にあります。

一方で、遺言信託をはじめ信託商品の多くは多様な顧客ニーズに応じたオーダーメイド型の商品ですので、信託銀行等が顧客にしっかり説明を行い、理解を得たうえで販売しており、販売の結果を新たな商品開発に活かすことで、より一層顧客ニーズに応えております。

また、投資信託や保険においては製造と販売の分離は系列の枠を超えて行われていますが、上記に記載した信託の事例はグループ内における分業ということですので、並列して書くことによって、誤解が生じる可能性も懸念されます。

以上の理由から、報告書の記載もその点にご配意いただいた内容に修文をお願いいた します。

(以下は当方の考える修文イメージ)

#### 【変更前】

金融業においては、これまで、主として投資信託や保険に関し製販分離が進展し、最近では、信託銀行と販売会社を分離させる例も見られるようになってきている。

#### 【変更案】

金融業においては、これまで、主として投資信託や保険に関し製販分離が進展してきており、また、信託商品に関しても、一部のマス向け商品については信託銀行がグループ会社の販路を活用して販売している例も見られるようになってきている。

< 第4章「 行動規範(プリンシプル)の共有」、「 アクションプランの策定・共有」について>

官民での「 行動規範(プリンシプル)の共有」、「 アクションプランの策定・共有」について、実施に向けて検討される際には、ベターレギュレーションによる金融行政の下、各行の実態や実務に留意し、実現可能で実効性があるものとなるよう、金融機関との事前の意見交換の上でのご対応をお願いいたします。

# 金融審議会「我が国金融業の中長期的な在り方WG」報告書[素案] について (みずほフィナンシャルグループにてメガ3行の意見を集約)

第 13 回「我が国金融業の中長期的な在り方に関するワーキング・グループ」にて討議に付されました報告書の第 3 章・第 4 章の「素案」につきまして、メガ 3 行の意見を以下の通り取り纏めましたので、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

官民で行動規範(プリンシプル)を共有し、アクションプランを策定・共有することについては、今後、それらを具体化していくプロセスにおいて、ベターレギュレーションによる金融行政の下で、各行の実態や実務に照らして出来るだけ実現可能で実効性あるものとなるよう、官民で意見交換しながら進めていくことが重要であると考えております。

### 金融審議会「在り方WG」報告書素案に関するコメントについて

一般社団法人全国信用金庫協会

### ▶ 個別論点に関するコメント

### 第3章 政府の役割

- ◇1頁7行目 「金融に求められる役割は、経済のインフラとなり、または その原動力の一つとなって経済成長を支えることにある。」
  - ⇒ 金融には、経済のみならず、暮らしや生活のインフラとなることも求められている。経済成長はあくまで手段であり、豊かで安心な国民生活を実現するため、それをサポートすることも金融に求められている役割の一つと考える。
- ◆5頁③-(ロ) 「株主によるガバナンスについては、地元の貸出先企業が地域金融機関の主たる株主として名を連ね、経営陣への 規律付けが不十分となっている例もある・・・」
  - ⇒ そもそも協同組織金融機関は、融資を受けることが難しい個人や零細企業が、互いに出資し合い、集まった資金で融資を受けるという出資者間の相互扶助から発展してきており、基本的には出資者と貸出等の金融サービスを受ける利用者が同一であることによって、利用者利便を得られる制度となっている。

また、協同組織金融機関は事業地区が限定されていることから、地域内で支持が得られなければそもそも事業が成り立たないため、出資者との懇談会や目安箱の設置、利用者アンケートの実施等、出資者の意見を経営に反映させるべく様々な取組みを行っている。そうした観点からみれば、事業地区内の個人や企業から絶えず厳しい評価にさらされており、地域による経営陣への規律付けは有効に機能している側面もある。

したがって、出資者と利用者が同一であるとガバナンスが働かないとは一概には言えないため、メリットについても触れるべきである。

- ◇6頁④-(ロ) 「・・・である場合、地域金融機関の疲弊した地元経済 圏だけを商圏にしているだけでは展望は開けない。他県は もとより、全国あるいは海外を含めて商圏を開拓していく ことが有益・・・」
  - ⇒ そもそも起業や事業再生が必要なのは、地域経済、国内経済であり、 まずは地域の過疎化、空洞化を喰いとめ、地域の活性化やその持続的な 発展を促すことが基本と考える。やみくもに商圏を開拓したほうがよい という方向性が示されるのは、地元経済の更なる疲弊を増長させるだけ であり、誤解を生じかねない。

### ◇8頁(2)個人資金のリスクマネーの転換

⇒ 「リスクマネーの転換」に関する言葉の使い方について、本報告書全体を通じての論調としては、金融機関がリスク変換機能を発揮して、エクイティ資金のほか、医療・高齢者介護、環境・バイオ、農業等の新規事業分野に資金を供給するという意味で使用されているが、本項では、個人資産の運用においても同様にこの言葉が使われており、言葉の混同が生じている。したがって、それぞれのケースにおける言葉の定義を明確にし、使い分けたほうがよいと考える。

# 第4章 今後の展望

## ◇全体感について

- ⇒ 本章では、我が国金融業の将来像について記述されているが、預金取 扱金融機関の将来像として、国内外に広域的に展開できる経営基盤を強 化し、地域密着性を維持しながら、連携・提携や統合・再編による広域 化、大規模化の方向性が強く描かれている。
  - 一方、非営利・相互扶助を基本理念とする信用金庫は、限られた事業 地区のなかで、市場原理や競争原理だけではカバーされない中小企業や 地域住民のニーズに対して、きめ細やかで良質な金融サービスを提供す ることを通じて地域社会全体の活性化に寄与してきたところである。
  - こうした協同組織金融機関の狭域高密度の経営方針は、社会構造が高度化・グローバル化する中にあっても依然として重要な役割を果たしていくものと考える。

また、本報告書の第2章において言及されているとおり、統合による

業務の多角化は経営リスクをかえって高めたり、地域金融機関の強みでもある地域密着度を低下させたりする可能性も孕んでいる。

多様な価値観を持ったお客さま一人ひとりの様々なニーズに応えていくためには、各業態が各々の特色や独自性を発揮していくことが求められ、大規模化、広域化の方向性を一方的に我が国金融業の将来像として描くのではなく、各業態の特色・独自性にも十分配慮した記述としていただきたい。

### ◇2頁 ②アクションプランの策定・共有(イ)

⇒ 本報告書の第1章の最後に「もとより個々の金融機関の置かれている 環境には様々なものがあり、それぞれの規模や特性および強みや弱みも 千差万別であり、当然、金融機関のビジネス・モデルも多彩な展開があ り得よう。」と明記されているとおり、課題やそれに対するアプローチ の仕方は個々の金融機関により異なり、一律、画一的に論じられるもの ではない。

ましてや業界団体として、業界における課題を統一的に定義し、課題 解決に向けた取組みを業界団体としてコミットすることは難しい。

このような問題への取組みは、各金融機関の経営の裁量を狭めるおそれもあり、極めて困難である。

# ◇2頁 ②アクションプランの策定・共有(ロ)

⇒ アクションプランの相互レビューについて、時間軸や数値目標の設定 の可能性について言及しているが、リレーションシップバンキングにお けるこれまでの議論の過程の中で、各金融機関の取組みについては、選 択と集中を徹底し、業態や規模、地域の特性に応じ、具体的取組みの重 点事項を自主的に設定することとされており、その推進状況の開示方法 についても各々の金融機関の創意工夫に委ねられている。

アクションプランの策定とその進捗管理はこのような金融機関の自主的な取組みを阻害するものであり、各金融機関の自由な経営判断を狭めるおそれがある。また、これまでの議論の過程を鑑みると、本報告書の位置づけは、あくまで各金融機関の経営上の参考資料であると認識しており、時間軸や数値目標の設定は本報告書の位置づけと矛盾する。したがって、時間軸や数値目標の設定の可能性に言及した表現は削除すべきである。

# 金融審議会「中長期的な在り方に関するWG」報告書 第3章、第4章の素案への意見

(全国地方銀行協会の協会運営会議行(正副会長行および監事行)7行の意見を集約したもの)

#### ○「第3章 政府の役割」について

・「官民『共働』型の金融行政」は理解の難しい表現であり、本報告書の公表時 には、特に「共働」の趣旨も含め、十分な説明をお願いしたい。

「第4章 今後の展望」「おわりに」

・「おわりに 我が国金融業の将来像」では、「予定調和になりすぎることを承知の上で、敢えて、目標とすべき中長期的な金融業の将来的な姿を素描する」とあるが、こうした将来像について官民の共通認識を深め、金融業の役割と金融機能、金融行政と金融規制の在り方を共に考えていくことは有意義なものと考える。

その方法論として、第4章では、金融業界と金融当局の連携のための持続的な対話の場としての「官民ラウンドテーブル」の設置、「プリンシプル」の共有、官民の関係者それぞれによる「アクションプラン」の策定が提案されているが、このうち、「アクションプラン」については、素案の文章だけでは、その策定主体や記載される内容のレベル感、位置づけ等がはっきりしない。この点については、今後の議論ということであろうが、この趣旨が、個別金融機関の経営戦略を制約することを意図するものではないことを明らかにしていただきたい。

なお、このアクションプランとして、各検討課題に関する制度や枠組みの整備のためのプランがイメージされているのであれば、各金融機関において対応が必要な場合があることも考慮し、課題実現の時間軸については、民間金融機関側と十分な協議を行ったうえで、可能な限り明示していただきたい。

株式会社名古屋銀行

金融審議会「我が国金融業の中長期的な在り方に関するワーキング・グループ」報告書の素案に対する意見

### 報告書の位置付けについて

本報告書の提言は、全ての金融機関に一律に対応を求めるものではなく、個々の金融機関の経営判断により、選択して取り組むものと理解している。

本報告書が今後の金融行政においてどのように用いられるのか等、位置付けを示していただきたい。

「第3章 政府の役割 (2) ローカルに展開される企業向け金融サービス」に ついて

#### 1. リスクマネーの供給について

素案では、「金融機関のリスク変換機能の積極的な発揮を促すような環境整備の推進」が挙げられており、金融機関によるリスクマネーの供給強化を目指すこととされているが、金融機関に過剰なリスクテイクを期待することは金融システムの健全性の観点から問題があるのではないか。

現状、中小零細企業に対する投資案件は限られており、融資以外による資金供給は難しい。今後、政府において、中小企業に対する投資案件の拡充に向けて、第三者による評価やセカンダリー市場における売却等の枠組みを整備していただきたい。

### 2. 資金供給機能の強化について

担保・保証に依存しない融資が機能するためには、リスクに応じた適正金利の確保が前提となることにも言及していただきたい。

### 3.統合・再編について

素案では、「金融機関による統合・再編や広域連携は、経営基盤の整備拡充のための重要な選択肢の一つとなり得る」とされているが、統合や再編は個別金融機関の経営判断に属する事項であり、政府が個別金融機関の経営に介入することのないよう、留意していただきたい。

#### 4.経営陣への規律付けについて

金融機関のガバナンスの問題点として、「地元の貸出先企業が地域金融機関の主たる株主として名を連ね、経営陣への規律付けが不十分となっている例もある」と記載されているが、十分な検証もないままに、地元の貸出先企業が主たる株主であることが経営陣への規律付けに悪影響を与えると決め付けることは適切でないのではないか。

#### 「第4章 今後の展望」について

金融機関は、自らが置かれている経営環境を総合的に勘案して経営戦略を策定している。経営戦略を策定するに当たっては、顧客目線の重視が重要な視点であると理解しているが、個々の金融機関の置かれている経営環境や抱える課題は区々であることから、行動規範やアクションプランは、一律に金融機関に義務付けるべきではない。

素案では、課題達成の期限や数値目標の設定についても言及しているが、個別金融機関に達成期限や数値目標が課されれば、かえって個別金融機関の環境変化への柔軟な対応を阻害するおそれがある。

すでに個々の金融機関は、それぞれの経営環境や課題を踏まえた中期経営計画や業務計画を策定し、その実現に向けて取り組んでおり、それに加えて、課題達成の期限や数値目標の設定を求める必要はないのではないか。

以 上



平成24年4月25日日本証券業協会

金融審議会「我が国金融業の中長期的な在り方に関するワーキング・グループ」素案に関する意見

第 13 回「我が国金融業の中長期的な在り方に関するワーキング・グループ」の意見募集につきまして、下記のとおり意見提出致しますので、何卒ご検討くださいますようお願い申し上げます。

なお、意見については、素案全体に関するものではなく、個別論点に関する意見であることを申し添えます。

記

### 【素案1についての意見】

1.素案1(資料1-4-2)5ページの「1.新たな金融業に向けて」の「(3)顧客が認める価値を創り出す金融業に向けて」のの修正がなされている箇所ですが、「これまでにも増して」に続いて「顧客目線を重視した」とありますが、「多様な顧客ニーズに木目細かく対応した」と変更したほうが分かりやすいかと思います。また、顧客側の多様性(大企業から個人まで)も意識すべきと思います。つづくでも「もとより」の後に「個々の顧客のニーズは多様であり、また」を追加するべきと思います。

#### 【 <u>素案 2 についての意見</u> 】

2 . 素案 2 (資料 1-5-2) の 3 ページ 17 行目投資銀行業務について、以下のとおり記述の 追加をお願い申し上げます。

投資銀行業務については、我が国証券会社には、グローバルなサービス提供力(特にマネーセンターでの機能拡充)が求められており、大手各社は欧米投資銀行の部門買収や、投資銀行からの人材確保を進めている。

また、新興国等を含む海外の高い経済成長を取り込むべく、資金の潤沢な製造業を中心として、海外における企業買収等が活発化してきている。投資銀行業務では、現地でのネットワークを継続的に拡充させていくことにより、質量ともに情報生産能力の充実を図り、わが国企業の持続的成長を支援していく役割が強く期待されている。

以 上